



平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります！

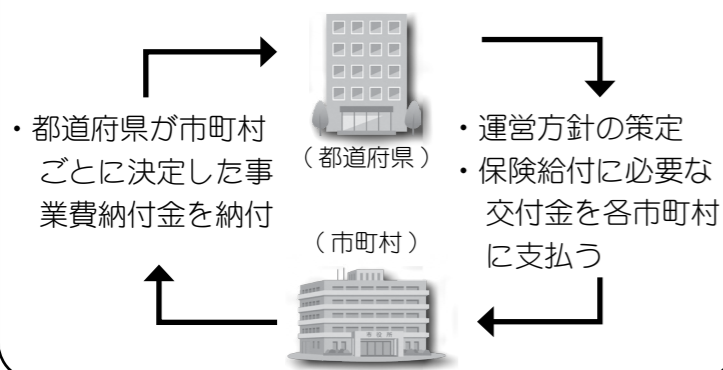


■お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

◆何がかわるの？

→市区町村と共に **都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました！**

①国保財政運営のしくみ



②資格管理・保険証

市町村毎に行っていた資格管理を都道府県単位で行います。そのため、加入者が県内の市町村へ転居した場合は資格喪失や新規の資格取得は生じません。
 ただし、これまでの保険証は使えなくなるため、異動先の自治体にて新たに交付する必要があります。

③高額療養費の多数回該当の通算方法

同じ都道府県内の異動(転居)は資格喪失とならないため、世帯としての継続性が保たれていれば該当回数を通算できるようになります。

加入・脱退・保険証交付等の各種手続きや保険税の納付はこれまでと変わらず市町村で行います。



国民健康保険課からの大切なお知らせ

～届出にはマイナンバーが必要です～

健康保険の資格喪失 | 国保を外れる手続きはお済みですか？

こんなとき	手続きに必要なもの
①職場の健康保険に加入した、または被扶養者として加入した	保険証・職場の健康保険証 (ご家族も加入した場合はご家族分)・印鑑
②本人・またはご家族が宮古島市から転出した	保険証・印鑑
③生活保護の受給が決定した	保険証・印鑑・生活保護受給証明書
④ご家族の方が亡くなった	保険証・印鑑

就学特例 | 学生で転出された方も手続きが必要です

こんなとき	手続きに必要なもの
①進学のため、宮古島市を転出したとき	保険証・在学証明書・転出先の住民票・印鑑
②就学特例適用中で引き続き学生	保険証・在学証明書・印鑑
③就学特例中で平成30年3月に卒業	保険証・卒業証書(卒業証明書)・印鑑

保険証の差し替えなど | その他の変更手続き

こんなとき	手続きに必要なもの
①氏名・住所・世帯主変更のいずれかを行ったとき	保険証・印鑑

～平成30年度 国民健康保険被保険者証～

更新は3月30日まで！

～忘れずに更新をお願いします！～



現在使用している国民健康保険被保険者証は平成30年3月31日で有効期限が満了となります。平成30年2月28日までに国民健康保険税を完納した世帯には、国民健康保険被保険者証を郵送します。被保険者証は一人に1枚ずつ交付します。

また、被保険者証は特定健診の受診券と一体型となっていますので、枚数、記載内容等をご確認ください。平成30年2月28日までに保険税を完納していない世帯は下記の日程で被保険者証の更新と保険税の徴収を行います。対象世帯には、更新の通知が届きます。

◆国民健康保険被保険者証 更新日程◆

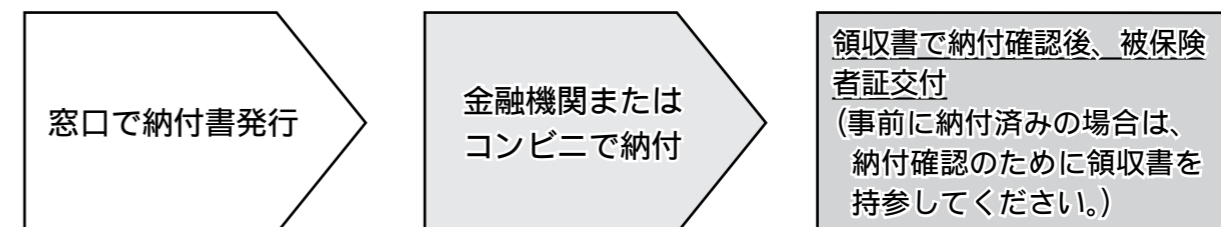
地 区	日 ち	更新場所	時 間
平 良	3月22日	国民健康保険課 (平良庁舎)	9時～19時 (12時～13時は昼休み)
城 辺	3月23日		
伊 良 部	3月26日		
上野・下地	3月27日		

■持参するもの

- ・被保険者証(世帯全員分)、印鑑、更新通知、委任状(別世帯の方が代理で来所される場合に必要)
- 更新日に都合の悪い方は、**3月22日以降に各庁舎国保窓口で更新してください。**

時間：平日9時～17時(12時～13時は昼休み)

※城辺・上野・下地庁舎では下記の取扱いとなります。



協会けんぽ沖縄支部の保険料率が変わります！

健康保険料率 (沖縄支部)	現行 9.95%	→	平成30年3月分～ 9.93%	保険料率の変更は、 平成30年3月分(4月納付分) からとなります。 ※任意継続被保険者の方の保険料率は平成30年4月分(4月納付分)から変更となります。 ※健康保険料率は加入している都道府県支部ごとに異なります。
介護保険料率 (全国一律)	現行 1.65%	→	平成30年3月分～ 1.57%	

■お問合せ：全国健康保険協会(協会けんぽ)沖縄支部 ☎ 098-951-2246